

# 日本馬術連盟 アンチ・ドーピング憲章

制定 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

- 第 1 条 すべての馬スポーツは、フェアプレー精神を尊重し、医療および獣医療における倫理的な精神ならびに動物愛護の精神を堅持して、競技者と馬の健康と福祉、さらには安全を確保することを基本とする。
- 第 2 条 日本馬術連盟（以下、JEF）は、その傘下の関係者や団体に対し、アンチ・ドーピングの立場から競技者と馬の健康と福祉、さらには安全を尊重するよう十分に監督しなければならない。
- 第 3 条 JEF におけるアンチ・ドーピングに関する諸規程は、原則として JEF が関与するすべての馬スポーツに適用するとともに、練習期間中を通じて尊重されなければならない。
- 第 4 条 JEF は、馬スポーツにおけるアンチ・ドーピングの精神を普及啓蒙し、これを実践するため、関連する規程を制定するとともに、その内容を適宜見直して、随時適切な改廃を行わなければならない。
- 第 5 条 JEF は、アンチ・ドーピングの精神を普及啓蒙するとともに、競技者ならびにその関係者が公正な裁定を受ける権利を守らなければならない。